

平成31年4月

お知らせ

4月スタート。会員企業への許可期限満了のお知らせ

協会では、産業廃棄物処理業の許可期限が満了となる会員あてに、平成31年4月からお知らせを始めます。

お知らせは、許可期限が満了となる6か月前に封書で発送します。
会員様には、更新の手続きを忘れて許可が失効することのないように、十分にご注意をお願いします。

会員自ら、注意を払っていただくことが基本ですが、協会からのお知らせと併せて二重のチェックとなるようにしていきます。

お知らせは、埼玉県及び政令市（さいたま市、川越市、越谷市、川口市）の許可が対象です。他県・政令市の許可については、一層のご注意をお願いします。

（一社）埼玉県環境産業振興協会 協会事務局